

地域共生社会の実現に向けて

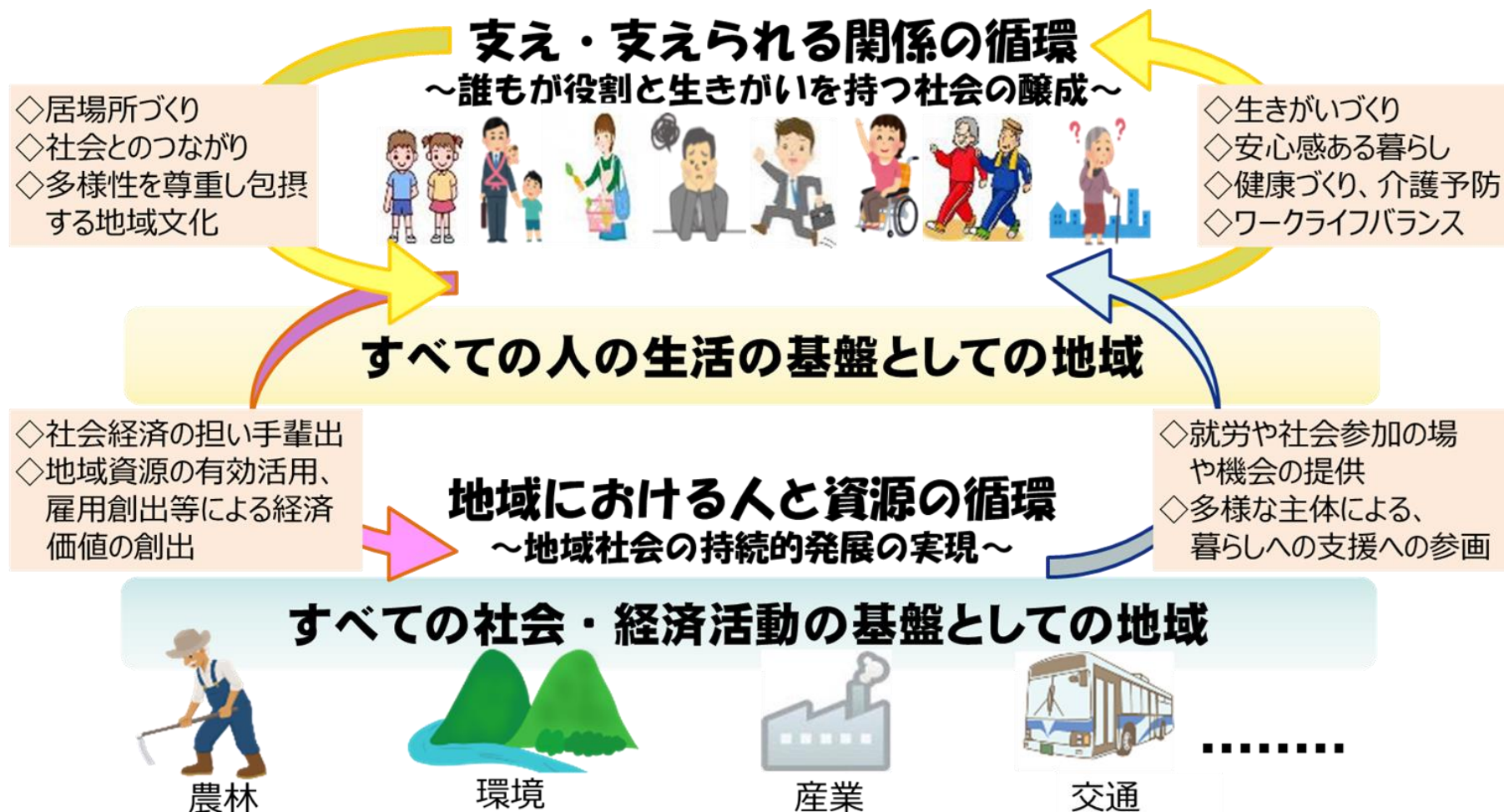
－ 私もあなたもみんなで創る －

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

支援推進官 犬丸 智則

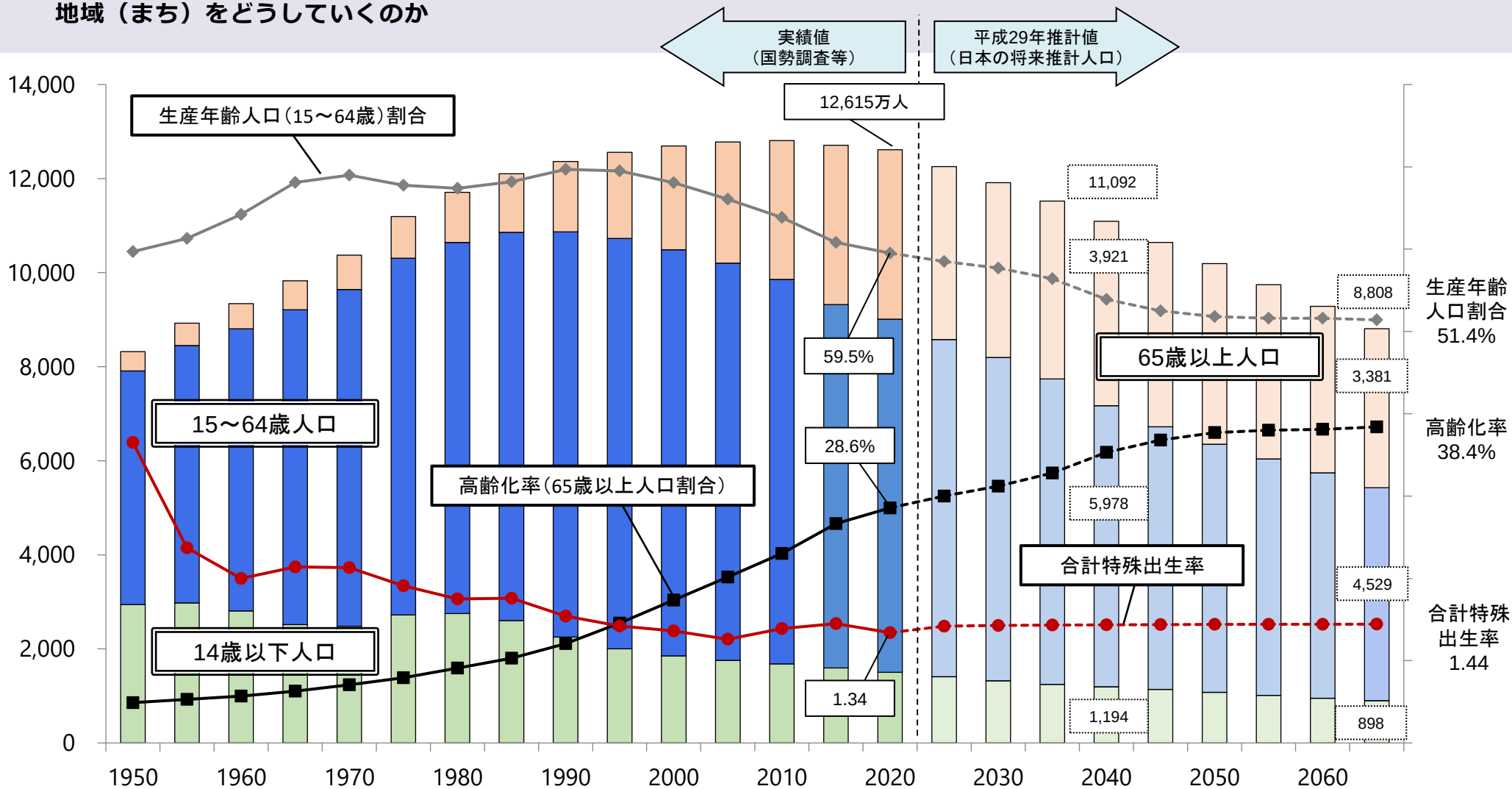
地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



背景にあるもの① 人口減少社会

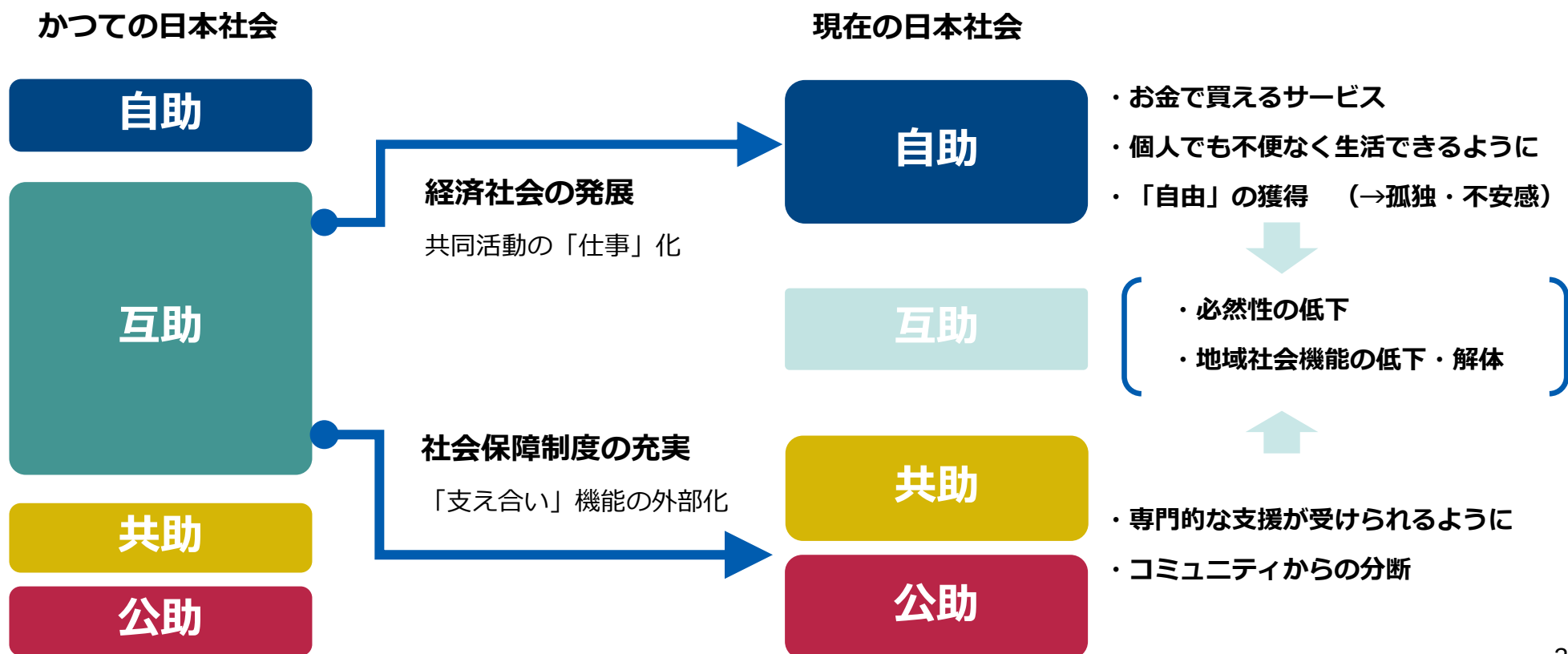
人口5000人未満の自治体が2015年に14.8%であったものが2040年には24.1%に。右肩上がり時代の終焉。生活の基盤である地域（まち）をどうしていくのか



出典：2020年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

背景にあるもの② 自助・互助・共助・公助のバランスの変容

- ・ 単身世帯の増加、意識の変化（個人化）、非正規雇用の増加等個人を取り巻く環境の変化
- ・ 人の暮らしの基盤となる「血縁」「地縁」「社縁」の脆弱化
- ・ 自助を支えるエンパワメント機能（自己肯定感・自己有用感）の低下＋支え合う機能が脆弱化



幸せに一步踏み出せない“生きづらさ”を抱えた方がいる（声なき声）



★より「個」の意思・能力・資質を社会が
求める時代となった（ある意味「自由」）
＝モデルなき時代



こうした社会に適応できない人が少しず
つ増えてきた（社会問題化）



「表層化」するのは虐待、自殺、ひきこもりなど
“生きづらさ”は百人百様
目に見えない
誰にでも起きること

正解がない時代 これから求められるアプローチ：「地域共生社会」の構想

- 分断（タテワリ）から**統合・融合（まるごと）**へ
 - 「みんな」が生きやすい社会
 - 誰でも、何らかの関わりが得られるような社会をつくっていく
 - 制度からの支援だけではなく、お互いに気かけたり、思いやったりできる関係性が、**日常の中にどれだけ豊かにしていけるか**
 - そしてそうした社会を創る取組に、**どれだけ多くの人たちが関わっていけるようにしていけるか**
- 大切なのは、これが**福祉だけの話ではないこと**
 - まちづくり、文化活動、市民活動、環境、地域産業（農林水産業）など

森のとうふ工房（埼玉県所沢市）

- 埼玉県所沢市にある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き、地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談があった。
- 相談を契機に団体は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を転々としてきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者、障害者手帳の交付対象ではないけれど何らかの障害がある人など様々なバックグラウンドを持つ仲間とともに、豆腐屋を再開。
- その後、全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合う中で、豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げることに。
- 今では豆腐、菓子の製造・販売にとどまらず、農業や里山保全の活動にも取り組んでいる。
- 「福祉」ではなく「事業」として見てほしい。



地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置、12月に最終とりまとめ。
- ＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
- 同改正法の附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

- ① 地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現**を目指して行われなければならない。
- ② 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他**あらゆる分野の活動に参加する機会が確保**されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- ③ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防・・・、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの**孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を**把握**し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関・・・との**連携**等によりその**解決**を図るよう特に留意するものとする。

包括的な支援体制の整備

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

「包括的」とは (キーワード)

誰ひとり取り残さない/組織・制度・分野を超える/あらゆる資源・人材とつながり、交ざり合い、包み込む

※「生活」に立脚すれば自治体行政も「生活のための社会資源」である自覚

大切なのは現場の「あとちょっと」の声から

協働するための3つの要素

共通の目的

協働しようとする意志

コミュニケーション



対等な
パートナーシップ

「地域づくり」を考えると

- 多くの市民に参画してもらうためには、これまでのコミュニティづくりの手法では限界。参加の敷居を下げる **「きっかけ」** に着目することが大切。
- それは例えば…
 - ① 興味・関心をきっかけに参加できる **“楽しさ”**
 - ② 生活の中の“ふつう”のことをきっかけに参加できる **“日常性”**
- はじまりは **「わたし」「わたしたち」**
 - 一人ひとりができることを持ち寄り、**「わたし」を活かしてつながりを生む**
 - 政策は、**「こうやりたい」を実現できる環境を整え、現場とともに育てていく**
- 一つの大きな円で支えるよりも、**無数の「小さな円」がたくさん生まれ重なっていくダイナミズム**

いろんな人が“ぼちぼち知り合い”になる仕掛け

“なんとなく”話すことで、お互いの違いを理解できました。

三方よし研究会
「自分によし」「相手によし」「世間によし」「未来によし」

日時
3/15(金)
午後7時～9時

ご持参下さい！
500円～1,000円以内の料理
(レンジあり・
みんなでとりわけ)
飲み物(アルコールOK！)

会場
ぶらっと169ばんち
(浮気町169番地)

守山駅南口169
「もりやま」
という舞台の主役
はあなたです。

お問い合わせ：守山市健康福祉部長寿政策課 電話077(584)5474

心と心をつなぐ

「車座」

2019年開始

三方よし⁺研究会

「自分によし」「相手によし」「世間によし」「未来によし」

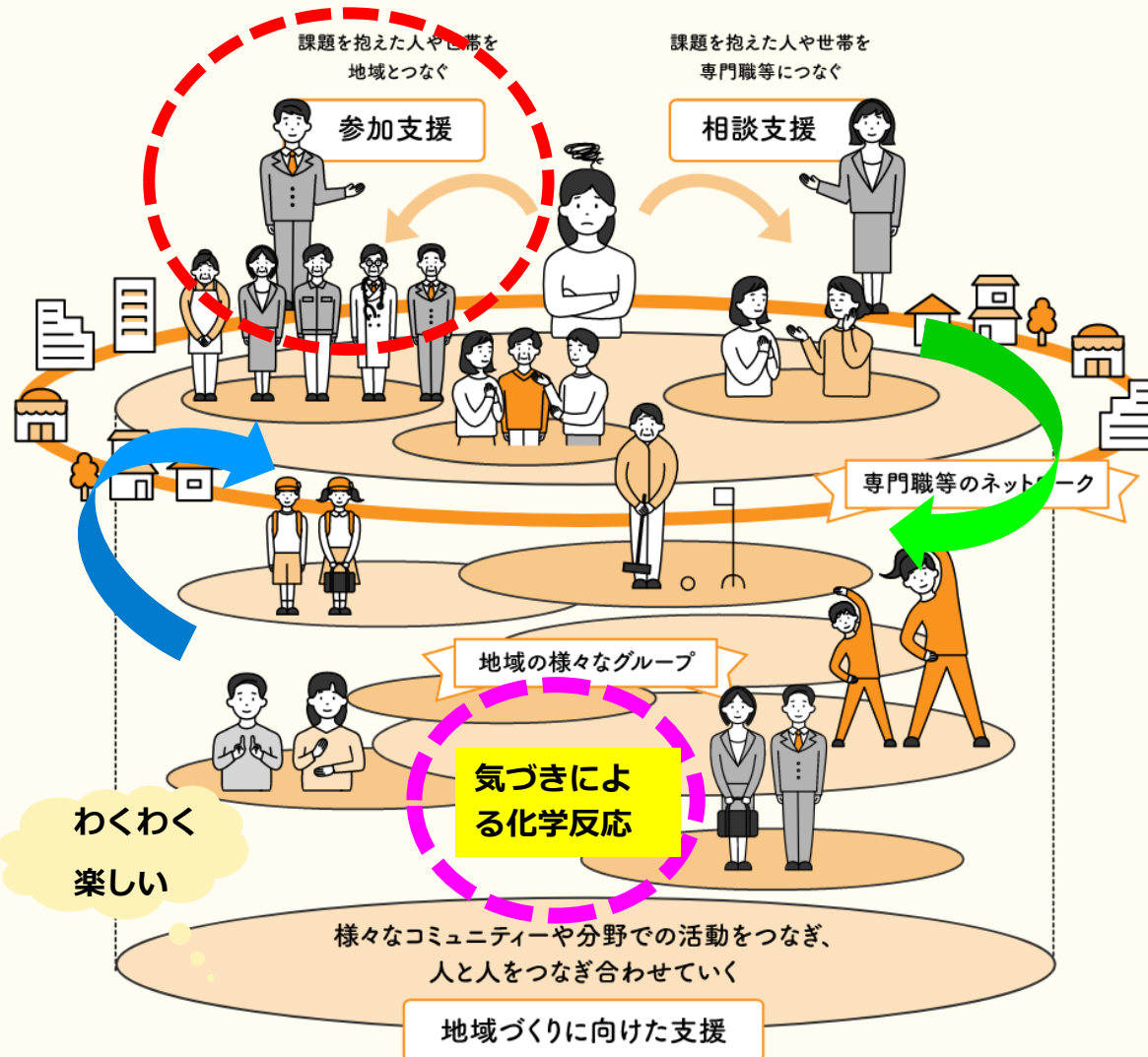
- ✓誰が来てもOK！
- ✓まちづくり会社、福祉関係者、ひきこもり当事者、大学の先生、学生、高齢者等人が人を呼んでいきました。
- ✓出入り自由
- ✓来るときは飲み物（お酒OK）は自分が飲みたい分を持参
- ✓食べ物は1,000円以内で持参



「全然福祉のことを知らなかった
もっと早く知っておけば良かった」

基盤はもうある どう紡いでいくのか

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



つながりの重層化 気づきの重層化

※当然、支援機関も円の一つ

どうする！？ 我が町

- 地域共生社会を我が町として理解する。
- 実現に向け庁内で分野を超えて考える
- 我がまちの強みはなにか？
- 市民の幸せを応援するために何をしなければならないか？
- 人材育成？住民活動の活性化？基金？交通？住まい？民生委員？・・・考えることは多岐にわたる
- 共通の価値を基盤とし、全てが重層的に動くことで市民の幸せ、市民幸福度の高いまちが実現できる。
- そのための包括的な支援体制を**戦略的**に考える（まずは**現状を知る**ことから）
- このことが2040年に向けて自助・互助・共助・公助のバランスの変容をもたらす
- 全ての住民が安心していきいきと暮らすまちへ そのまちそのものがなくならないように
- 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。※地方自治法第1条の2（抜粋）

令和 2 年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号））

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

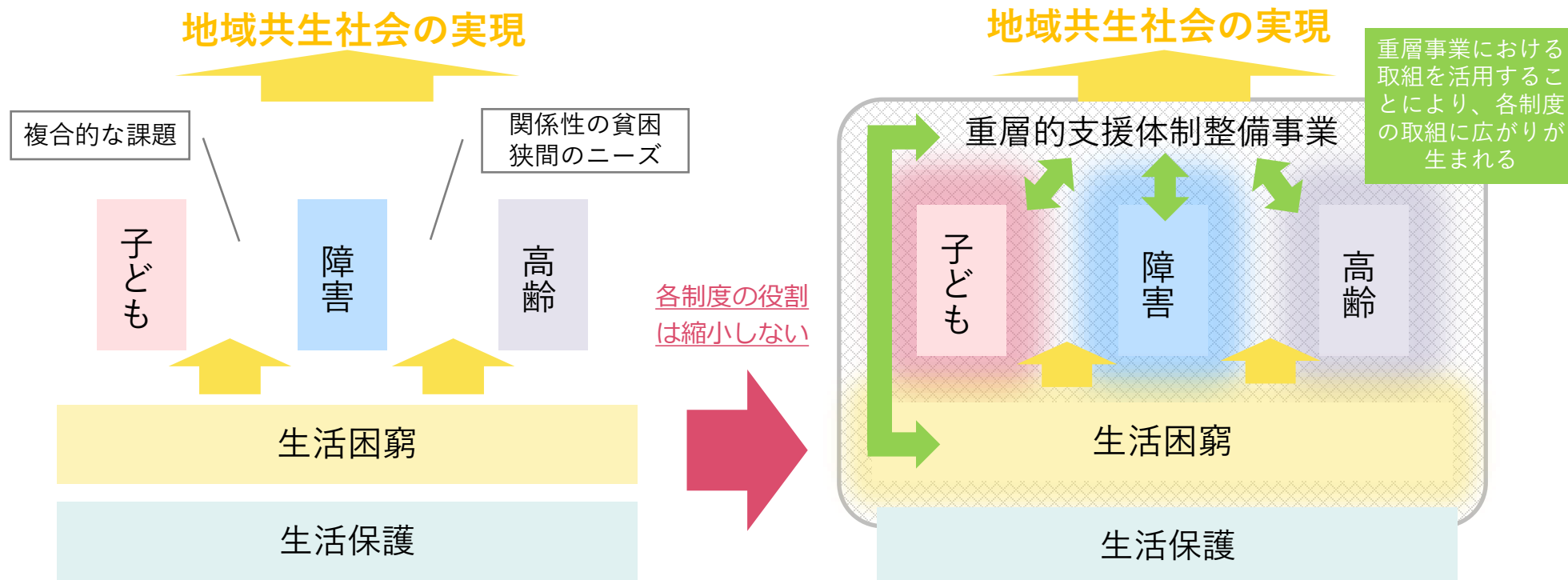
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和 3 年 4 月 1 日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

重層的支援体制整備事業の意義（メインシステム・サブシステム）

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を超えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



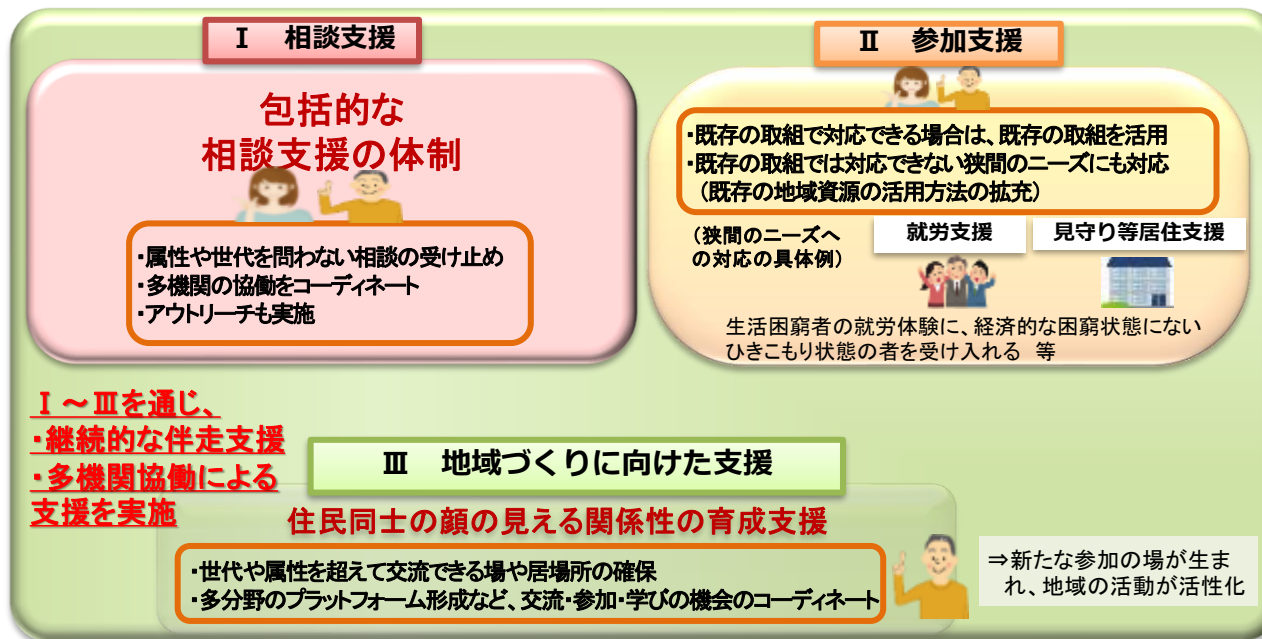
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

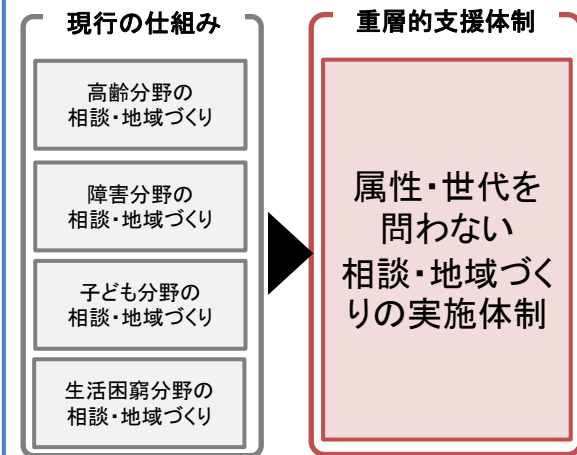
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



あるまちのプロセスを詳細に見ると

- 想いのある職員はいっぱいいた（自分だけじゃない）。
- それぞれの職員の周りには色々話を聞いてくれ、背中を押してくれる・一緒に動いてくれる上司・同僚がいた
- もっともっとそれぞれが培ってきたキャリアを解放でき、より広く・深く重なることができれば、制度や事業を越境し、人も町ももっと元気になるのではないか

- ✓ 職員に「こうしたらできた」「もっとあんなんでできる」「ここ失敗やった」等ストーリーを聞き取り
- ✓ ヒアリングする中で、実現するには何がネックなのかを深掘り
- ✓ 例 色々やりたいけど上司の理解がない・会議は押し付け合いになっている・目の前が大変・相談したいなどなど

庁内プロジェクトチームなどで話し合い

（ポイントは事業ではなく機能で考える）

毎年話し合いながら
ブラッシュアップ
（常にベター）

①重層会議での決定事項は市長でも覆せないことをオーソライズ

管理職の理解 越境の合法化 心理的安全の確保

②会議の場では看板を背負うべからず

何でも言って良い チャレンジしよう 失敗して良い

③受託事業者とのおしゃべり会

・腹を割って話しながら事業を進める。会の呼びかけはいつでも・気軽に。社協とは最低週に1回

重層的支援体制整備事業への想い（現場の声を踏まえて）

- これまで手が届きそうで届かなかったところに「とりあえず、やってみる」ことができるようになったこと
- 体感した職員や民間事業者のナラティブになり、それが伝播し、どんどん越境するし、どんどん広がること
- まち全体が“気がつけば”チームになっていること
- 重層的支援会議を福祉のものだけにしたくない。コモンズになれば良いと考えます。
- 対話の中で、新しい住民自治、そして地域共生社会の夜明けを迎えることができるのではないのでしょうか。

どんな姿を目指したのか

- 「地域共生社会」というコンセプトの下で目指しているのは、**全ての人が**自分らしく共に生きる包摂的な社会です。
- それを実現する包括的な支援体制のひとつのあり方として、「重層的支援体制」を明示したものです。
 - ①市民の皆さん同士の「気遣い合う／支え合う」関係性が豊かで（「地域づくり支援」）
 - ②市民の皆さんや地域の事業所の活動が、ひとりが考えるより良い幸せの実現に合わせて柔軟に機能を変化（「資源化」）することができ（「参加支援」）
 - ③これらと、「断らない」相談支援が相互に関わり・働きかけ合いながら包括的な支援を提供する（「包括的な相談支援」「多機関協働」「アウトリーチ」）

■ ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

- ✓ ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々の**エンパワメントと解放を促進**する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。
- ✓ この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

「遠回りするほど、おおぜいが楽しめ、うまくいかないことがあるほど、いろいろな人に役割がうまれる」